

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

2021年2月8日

日本特殊陶業株式会社

2021 年 2 月 8 日

吸収分割に係る事前開示事項

愛知県名古屋市長区瑞穂区高辻町 14 番 18 号
日本特殊陶業株式会社
代表取締役社長 川合 尊

日本特殊陶業株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の 100%子会社である NTK メディカル株式会社（2020 年 10 月 5 日設立。本店所在地：愛知県小牧市大字岩崎 2808 番地。以下「NTK メディカル」といいます。）との間で 2021 年 1 月 29 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、NTK メディカルを吸収分割承継会社とする吸収分割を行い（以下「本吸収分割」といいます。）、当社のヘルスケアに関連する事業に関して有する権利義務の一部を NTK メディカルに承継させることと致しました。つきましては、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に従い、以下のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

当社は、NTK メディカルの発行済株式の全てを保有しているため、本吸収分割において、NTK メディカルから株式の割当て、金銭等の交付を受ける必要性は認められません。よって、NTK メディカルは、本吸収分割に際して、金銭等（本吸収分割の対価）を当社に交付しないとしたものであり、このことは相当であると判断しております。

また、本吸収分割により、NTK メディカルの資本金及び準備金の額は増加しないこととされておりますが、会社計算規則の規定に従ったものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社（NTK メディカル）についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

- (1) 吸収分割承継会社は、2020 年 10 月 5 日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は、別紙 2 に記載のとおりです。
- (2) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

4. 吸収分割会社（当社）についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第5号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

イ.

当社は、当社の100%子会社である株式会社日特スパークテック WKS（本店所在地：愛知県小牧市大字大草字檀之上 5412 番 3。以下「WKS」といいます。）との間で、2021 年 1 月 29 日付で、当社を吸収分割会社、WKS を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、効力発生日を 2021 年 4 月 1 日として、当社の事業のうち、プラグに関連する事業（ただし、営業を除く）に関して有する権利義務の一部を WKS に承継させる予定です（以下「WKS 吸収分割」といいます。）。かかる吸収分割による対価としての金銭等の交付は行われません。

なお、WKS 吸収分割により、WKS が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額は、3,783 百万円及び 4,994 百万円です。

ロ.

当社は、当社の100%子会社である株式会社南勢セラミック（本店所在地：三重県伊勢市円座町字細越 871-6。以下「南勢セラミック」といいます。）との間で、2021 年 1 月 29 日付で、当社を吸収分割会社、南勢セラミックを吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、効力発生日を 2021 年 4 月 1 日として、当社の事業のうち、産業用セラミックに関連する事業（ただし、営業を除く）に関して有する権利義務の一部を南勢セラミックに承継させる予定です（以下「南勢セラミック吸収分割」といいます。）。かかる吸収分割による対価としての金銭等の交付は行われません。

なお、南勢セラミック吸収分割により、南勢セラミックが当社から承継する予定の資産の額及び負債の額は、1,536 百万円及び 428 百万円です。

ハ.

当社は、当社の100%子会社である株式会社 NTK セラテック（本店所在地：宮城県仙台市泉区明通三丁目 5 番。以下「NTK セラテック」といいます。）との間で、2021 年 1 月 29 日付で、当社を吸収分割会社、NTK セラテックを吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、効力発生日を 2021 年 4 月 1 日として、当社の事業のうち、SPE に関連する事業に関して有する権利義務の一部を NTK セラテックに承継させる予定です（以下「NTK セラテック吸収分割」といいます。）。かかる吸収分割による対価としての金銭等の交付は行われません。

なお、NTK セラテック吸収分割により、NTK セラテックが当社から承継する予定の資産の額及び負債の額は、5,774 百万円及び 963 百万円です。

ニ.

当社は、当社の100%子会社である NTK カuttingツールズ株式会社（本店所在地：愛知県小牧市大字岩崎 2808 番地。以下「NTK カuttingツールズ」といいます。）との間で、2021 年 1 月 29 日付で、当社を吸収分割会社、NTK カuttingツールズを吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、効力発生日を 2021 年 4 月 1 日として、当社の事業のうち、機械工具に関連する事業（ただし、営業を除く）に関して有する権利義務の一部を NTK カuttingツールズに承継させる予定です（以下「NTK カuttingツールズ吸収分割」といいます。）。かかる吸収分割による対価としての金銭等の交付は行われません。

なお、NTK カuttingツールズ吸収分割により、NTK カuttingツールズが当社から承

継する予定の資産の額及び負債の額は、1,327 百万円及び 334 百万円です。

ホ.

当社は、当社の 100%子会社であるセラミックセンサ株式会社（本店所在地：愛知県小牧市大字横内字中横内 391 番地の 5。以下「セラミックセンサ」といいます。）との間で、2021 年 1 月 29 日付で、当社を吸収分割会社、セラミックセンサを吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、効力発生日を 2021 年 4 月 1 日として、当社の事業のうち、センサに関連する事業（ただし、営業を除く）に関して有する権利義務の一部をセラミックセンサに承継させる予定です（以下「セラミックセンサ吸収分割」といいます。）。かかる吸収分割による対価としての金銭等の交付は行われません。

なお、セラミックセンサ吸収分割により、セラミックセンサが当社から承継する予定の資産の額及び負債の額は、4,208 百万円及び 1,525 百万円です。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社（当社）の債務及び吸収分割承継会社（NTK メディカル）の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社（当社）について

当社の 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 641,300 百万円及び 251,505 百万円であるところ、本吸収分割により当社が NTK メディカルに承継させる資産の額及び負債の額は、3,044 百万円及び 134 百万円となる見込みです。また、2020 年 3 月 31 日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも見込まれておりません。

したがって、本吸収分割の効力発生日後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。

さらに、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日後における当社の債務について、その履行の見込みに問題はないと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社（NTK メディカル）について

NTK メディカルの成立の日である 2020 年 10 月 5 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 1 百万円及び 0 円であるところ、本吸収分割により当社が NTK メディカルに承継させる資産の額及び負債の額は、3,044 百万円及び 134 百万円となる見込みです。また、2020 年 10 月 5 日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも見込まれておりません。

したがって、本吸収分割の効力発生日後における NTK メディカルの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。

さらに、本吸収分割の効力発生日後の NTK メディカルの収益及びキャッシュフローの状況について、NTK メディカルの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日後における NTK メディカルの債務について、その履行の見込みに問題はないと判断しております。

以 上

別紙 1

吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

日本特殊陶業株式会社（以下、「甲」という。）と、NTK メディカル株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、その経営する事業のうち、ヘルスケアに関連する事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を、吸収分割により乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下、「本吸収分割」という。）。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本吸収分割の分割会社及び承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）甲：吸収分割会社

商号 日本特殊陶業株式会社

住所 名古屋市瑞穂区高辻町 14 番 18 号

（2）乙：吸収分割承継会社

商号 NTK メディカル株式会社

住所 愛知県小牧市大字岩崎 2808 番地

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙1「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、当該別紙に従い、承継対象権利義務に含まれるものとする。

2. 甲は、承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務について、本吸収分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）において重疊的に引き受け、引き続き乙と連帯して債務を負担するものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して甲に対し金銭等を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

乙は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

効力発生日は、2021年4月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲は会社法第784条第2項（簡易分割）、乙は会社法第796条第1項（略式分割）に基づき、それぞれ本契約による本吸収分割につき株主総会の承認を要しない。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業について競業避止義務を負わない。

第9条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変更が生じたとき又は生じる虞がある場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じる虞がある場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となる虞がある場合は、甲乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに法令に基づき要求される関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年1月29日

甲 名古屋市瑞穂区高辻町14番18号

日本特殊陶業株式会社

代表取締役 川合 尊



乙 愛知県小牧市大字岩崎2808番地

NTKメディカル株式会社

代表取締役 高柳 好之



別紙 1

承継対象権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日までの増減を調整して確定する。

1. 資産

効力発生日において甲が本件事業に関して有する以下の資産。

(1) 流動資産

①現預金のうち甲乙間で合意のうえ定める本件事業の運営に関して必要となる金額

②棚卸資産

(2) 固定資産

機械、装置、工具、器具、車両及び備品、繰延税金資産、及びその他の固定資産。ただし、固定資産のうち不動産及び知的財産権については承継を行わず、別途甲乙間の契約において賃借権、使用権などの設定を行う。

2. 負債

効力発生日において甲が本件事業に関して有する承継する雇用契約に関する退職給付引当金。

3. 知的財産権

本吸収分割に関して、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらの登録を受ける権利を含む。）、著作権及びノウハウを含む知的財産権は、甲から乙に承継しない。本件事業に必要な権利については、別途甲乙間の契約において甲が乙に対して使用を許諾する等合理的に必要な措置をとる。

4. 雇用契約

本吸収分割により、効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員のうち別紙2に記載された従業員番号の者及び本件事業のために甲が乙に承継する必要があると判断した別紙3に記載する従業員番号の甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。

5. 契約（雇用契約以外）

効力発生日において本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、その他の一切の契約。ただし、以下のものを除く。

①第1項、第2項、第3項に従い本吸収分割に関して乙に承継されない資産・負

債・知的財産権に関する契約。

②甲の契約上の地位の移転について相手方の同意、許認可等の再取得等、当該契約に関して必要な手続が効力発生日までに完了できない場合、又は完了できる見込みのない場合に、甲と乙が協議して承継対象から除外することとした契約。

③ライセンス契約等、知的財産権に関する契約

④甲を買主とする購買に関する契約（ただし、乙に承継する必要があると甲乙間で合意したものを除く）

6. 許認可

本件事業のみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、甲から乙へ承継することが法令上可能なものの一切。

以上

別紙 2

■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	



別紙 2

NTK メディカルの成立の日における 貸借対照表の内容

貸借対照表
2020 年 10 月 5 日現在

NTK メディカル株式会社

単位（百万円）

科目	金額	科目	金額
＜資産の部＞		＜負債の部＞	
現金及び預金	1		0
		＜純資産の部＞	
		資本金	1
資産合計	1	負債及び純資産合計	1